

大分県ふるさと 求人マッチングサイト

掲載は
無料です

マッチングサイトに求人を掲載しませんか？

県では、移住・定住の促進と中小企業等における人手不足の解消を目的とした「大分県ふるさと求人マッチングサイト」に掲載する企業を募集しています。



大分県外にお住まいの方が大分県内へ移住し、このマッチングサイトに求人情報を掲載している中小企業等（移住支援金支給対象法人）に就業した場合、移住先の市町村から**100万円（単身世帯は60万円）**の移住支援金が支給されます（移住支援金支給対象の市町村に限ります）。



応募方法等は「大分県 移住支援金 マッチングサイト」で検索

または

二次元コードを読み取り、マッチングサイトでご確認ください



マッチングサイトに関するお問合せ

大分県 雇用労働政策課

☎097-506-3343

移住支援金に関するお問合せ

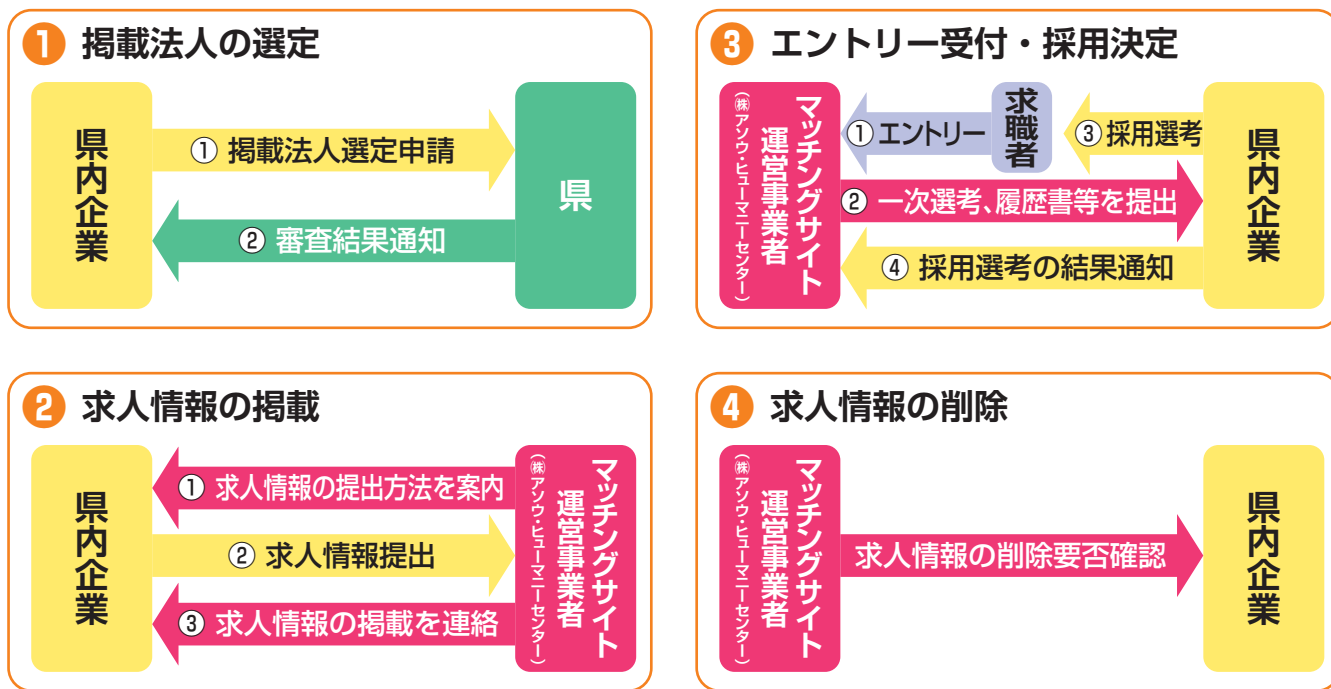
大分県 おおいた創生推進課

☎097-506-2038



手続きの流れ

マッチング等に関する主な手続きは次のとおりです。



対象法人の要件

次の各号の要件をすべて満たす法人が対象となります。

- ア**：官公庁等（独立行政法人や第三セクター〔出資金が10億円未満の法人または地方公共団体から補助を受けている法人を除く。〕、一部事務組合等の国または地方公共団体が設立・出資または出捐している主体を含む。）でないこと。
- イ**：資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。
- ウ**：みなし大企業（発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人、発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人、または資本金10億円以上の法人の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人。）でないこと。ただし、上記イの法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない。
- エ**：本店所在地が東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法または小笠原諸島振興開発特別措置法のいずれかの対象地域〔一部過疎地域含む。〕・指定区域を有する市町村〔政令指定都市を除く。〕）以外の地域にある法人（勤務地限定型社員〔東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。〕を採用する法人を除く。）でないこと。
- オ**：雇用保険の適用事業主であること。
- カ**：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- キ**：暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ク**：まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略に記載された地域の目指す将来像の実現に資すること等が期待される産業に属するもののほか、県が認めた法人であること。
- ケ**：マッチングサイトに掲載する求人情報がオープンデータ化されて協力民間求人サイト等に掲載されること及び当該求人情報に基づき雇用した者が移住支援金を受給した場合に5年間他の市町村への転居が必要となる就業場所に異動させないことに同意すること。
- コ**：県内を就業場所とする週20時間以上の無期雇用契約に基づく求人（転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではない新規の雇用に限る。）を予定する者であること。